

# (1)り災証明書の発行

住民課 税務グループ **☎**27-2481 (役場庁舎別館前プレハブ)

#### 内容

住宅などの被害程度を証明します。地震保険などの支払請求に必要となったり、証明書判定基準により、このガイドブックに記載されている各種制度の対象となる場合があります。

被害の程度は、次の4つに区分されます。

被害区分		<u>}</u>	被害の判定基準
$\triangle$	È		家屋の経済的損害割合が
土			50%以上のもの
		抽	家屋の経済的損害割合が
人为	大規模半		40%以上50%未満のもの
<b>*</b>		抽	家屋の経済的損害割合が
+		壊	20%以上40%未満のもの
	部損	抽	家屋の経済的損害割合が
	部 損	)	20%未満のもの

## 対象

災害により住家(店舗兼住宅を含む)など建物に被害を受けられた方

#### 申請

#### 〔発行手数料〕

無料

#### 〔受付開始〕

平成30年(2018年)9月12日(水)~

#### 〔必要なもの〕

- ・り災証明書交付申請書
- 田鑑
- ・本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)
- ・委任状 (代理の場合)
- ・り災場所の住居地住所と住民票の住所が異なる場合はり災地住所に住んでいることが 証明できる資料(電気代領収書など)
- ※できるだけ被害状況がわかる写真を受付窓 □までお持ちください。

#### その他

#### 〔再調査について〕

- ・り災証明書を発行済みの方でも、その後の 余震等より被害が拡大した等、再調査を希望される方は、令和元年(2019年)11月29 日(金)までに申請してください。
- ・やむを得ない事情(地盤被害が広がり、住宅基礎被害が拡大した等)がある場合は、申請期日以降でも再調査を申請することができますので、個別にご相談ください。
- ・雪や氷があると損壊を確認できない場合が あるため、調査が雪解け後となる場合があ ります。お急ぎの事情がある場合はご相談 ください。

# (2)被災証明書の発行

住民課 税務グループ ☎27-2481 (役場庁舎別館前プレハブ)

#### 内容

災害により、居住する住宅を含む建物、車両および家財などが被害を受けたという届出があったことを町が証明するものです。

保険金等の請求、各種融資等の申請、補助金申請など、関係機関から提出を求められた場合に必要になります。

#### 対象

災害により物件等(車、家具、家電、作業場、 車庫、塀などの工作物等)、農業用施設、機械、 農産物等に被害を受けられた方

#### 申請

#### 〔発行手数料〕

無料

#### 〔受付期間〕

平成30年(2018年)9月12日(水)~

- ·被災証明書交付申請書
- ・印鑑
- ・本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)
- ・委任状 (代理の場合)
- ・被災状況のわかる写真

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
0	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$		

※ライフラインが支障を受けており二次災害の恐れがある場合

1 住まいや身の回りのこと	
(3)応急仮設住宅	建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

#### 応急仮設住宅 (プレハブ式仮設住宅)

#### 内容

住居が全壊などの被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、応急 仮設住宅を建設して無償で提供します。

#### 合があります。

※1世帯1台分まで駐車場があります。

#### 〔住宅設備〕

トイレ、風呂、給湯器等手続き

#### 入居者の要件

災害時点(2018年9月6日)に厚真町に住所 を有する方で、次の①~③の要件すべてを満 たす方

- ①・震災により住宅が全壊のため居住する住宅がない方
  - ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐 れがある方
  - ・ライフラインが途絶している方
  - ・地すべりにより避難指示を受けているな ど長期にわたり自らの住宅に居住できな い方
  - ・半壊であっても、住宅としての再利用が できず住宅に居住できない方
- ②自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- ③災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利 用していない方

# 手続き

#### 〔受付期間〕

[必要なもの]

・り災証明書

・チェックリスト

・委任状(必要に応じて)

・申込書

・誓約書

 $\mathcal{O}$ 

平成30年(2018年)11月1日(木)~令和2年(2020年)11月29日(日)

※仮設団地によって異なります。

# 費用負担

家賃は無料で、光熱水費や自治会費などが 入居者負担となります。

# その他

・その他入居を優先する要件等を証明するも

町では、応急仮設住宅の入居期間中に必要 な災害公営住宅等の整備を進めていきます。

# 入居期間

応急仮設住宅完成から2年間

#### 住宅の仕様

#### [間取り]

1 D K (約20㎡)、2 D K (約30㎡)、3 K (約40㎡)

※世帯人数により入居できるタイプが異なります。

※大家族の場合は2戸に分かれていただく場

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		

# (6)復旧作業実施に伴う倒木の撤去

産業経済課 林業水産グループ ☎27-2419

#### 内容

道路、河川、農地、宅地、山地等の復旧作業により発生している倒木の撤去を行います。 倒木の所有権を主張されるなど異議がある場合は、お申し出ください。

なお、今後実施を予定している復旧作業に より発生する倒木も同様に撤去していきます。

#### 作業開始日

平成30年(2018年)10月15日(月)~

## 作業区域

朝日地区、東和地区、高丘地区、幌里地区、桜丘地区、吉野地区、富里地区、幌内地区、本郷地区、宇隆地区、美里地区、豊沢地区、新町地区、豊丘地区、鹿沼地区

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
0	0	0	0		

# ① 住まいや身の回りのこと(7)厚真町住宅復旧支援事業補助金建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

#### 内容

住宅基礎の傾斜修復工事と、それに併せて 実施する住宅下の地盤改良工事にかかる費用 の一部を助成します。

#### 対象者

被災した住宅が建つ土地の所有者など ※管理者または占有者は所有者の承諾が必要

#### 対象建物

- 戸建住宅
- ・アパートおよびマンション
- ・店舗(事務所)併用住宅の住宅部分
- ※申請前に、工事内容が交付対象となるかを 窓口までご相談ください。

#### 対象事

- ・住宅基礎の傾斜修復工事(基礎の沈下また は傾斜を修復する工事)
- ・傾斜修復工事に併せて行う地盤改良工事(住 宅建屋下の工事)

#### 補助額

対象工事に要した費用から50万円を控除した額の2分の1

- ※上限300万円
- ※対象工事費は審査により確定します。
- ※北海道胆振東部地震の被災による修復工事であり、すでに工事が完了しているものを 含みます。

#### 手続き

#### 〔受付期間〕

平成31年(2019年) 3月1日(金)~令和4(2022)3月31日(火)

#### [必要なもの]

- ・申請書
- ・対象工事の設計図書(位置図、計画平面図 など)
- 対象工事の見積書
- ・住宅基礎の沈下および傾斜を確認できる資料
- ・土地・住宅の所有者(申請者を除く)全員または一部の承諾書
- ・土地・建物の全部事項証明書
- ・り災証明書
- ・住民票
- ・その他、町長が必要と認めるもの

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
0	0	0	×		

# ① 住まいや身の回りのこと(8)厚真町住宅再建融資利子助成建設課 建築住宅グループ☎27-2325

#### 内容

被災者が町内で住むための住宅を新築・購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

#### 対象

町内で住宅を再建するために金融機関などから融資を受け、次のいずれかの要件を満たす方

- ①応急仮設住宅(みなし仮設等を含む)の入 居者であり、供与期間内に退去される方
- ②全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方

#### 助成額

借入額×利率×80%

- ※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融 資の借入時の利率と実際の借入契約の利率 のいずれか低い利率とします。
- ※上限額100万円

#### 手続き

#### 〔受付期間〕

平成31年(2019年) 3月1日(金)~令和4(2022)3月31日(火)

- ・交付申請書
- ・り災証明書の写し
- ・金銭消費貸借契約書、工事請負契約書、返済予定表の写し
- ・住民票(再建した住宅に入居する世帯全員のもの)
- ・その他関係書類など

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
0	0	0	×		

# (9)厚真町リバースモーゲージ利子助成

建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

#### 内容

被災者が町内で住むための住宅を新築・購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

※リバースモーゲージ型融資とは、月々の返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人(連帯債務者含む)全員が亡くなられた時に、手元金による支払、融資住宅および土地の売却等の方法により一括して返済する仕組みです。

#### 象校

町内で住宅を再建するために金融機関などから融資を受け、次のいずれかの要件を満たす方

- ①応急仮設住宅(みなし仮設等を含む)の入 居者であり、供与期間内に退去される方
- ②全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方

#### 助成額

借入額×利率×80%×20年分

- ※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融 資の借入時の利率と実際の借入契約の利率 のいずれか低い利率とします。
- ※上限額100万円

#### 手続き

#### 〔受付期間〕

平成31年(2019年) 3月1日(金)~令和4年(2022年)3月31日(火)

- · 交付申請書
- ・り災証明書の写し
- ・金銭消費貸借契約書、工事請負契約書、返済予定表の写し
- ・住民票(再建した住宅に入居する世帯全員のもの)
- ・その他関係書類など

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		

(10) 厚真町災害ボランティアセンター

厚真町災害ボランティアセンター ☎080-1888-3140

#### 内容

ボランティアの受け入れ、調整を行います。

# 受付時間

9時~17時

## 主な活動内容

- ・動いてしまった家具の移動や家財の整理
- ・地震で壊れ処分する家具・家財などの運び 出し運び出し
- ・災害ごみの運搬
- ・その他、サロン・集いや住民活動の支援活動など

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
×	×	0	0		

# (11)住宅リフォーム補助金(胆振東部地震)

建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

#### 内容

半壊および一部損壊の住宅の所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を補助します。

#### 対象者

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占 有者

- ※仮設住宅などへの入居の有無は不問
- ※管理者または占有者は所有者の承諾を得た ものに限る
- ※居住実態のある住宅に限る

#### 対象工事

#### 〔工期〕

<u>令和3年(2021年)3月31日</u>までに完了する 工事

#### [工事内容]

屋根、柱、床、内外壁、基礎、梁、ドア、窓、 内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、 給排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線 の配線、トイレ、浴室、照明器具

※附属建築物(外構工事や物置、車庫等)、舗装等の外構や、併用住宅の非住宅部分の復旧 に関する工事は除外

#### 補助額

対象工事費から30万円を控除した額の30% ※半壊の場合で住宅応急修理支援制度を活用 した場合は、その額と30万円を控除した額 の30%

※上限50万円

#### 手続き

#### 〔受付期間〕

平成31年(2019年) 4月22日(金)~<u>令和3年</u>(2021年) 3月31日(金)

#### [必要なもの]

#### 交付申請時

- · 交付申請書
- ・工事見積書(すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類)
- ・り災証明書(半壊の方で住宅応急修理支援制度を活用した方は不要)

#### 報告時

- · 交付完了報告書
- 領収書
- ・工事完成写真

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
0	0	0	0		

# (12) 厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金

まちづくり推進課 企画調整グループ **☎**27-3179

#### 内容

従来の分譲地への住宅建築を対象とした助成に加えて、被災した方などが町内各地で新築する場合も助成します。

#### 対象者

市町村民税などを滞納していない方

#### 補助額

1	被災した方が震災以降に 町内で住宅を建築した場合	定額120万円
2	フォーラムビレッジで 住宅を建築した場合	最大150万円
3	かみあつまきらりタウンで 住宅を建築した場合	最大200万円

#### 対象建物

- ・申請者自身が住むための住宅
- ・床面積が次の条件を満たす住宅
  - ①…50㎡以上
  - ②③…75㎡以上、二世帯住宅は110㎡以上

#### 手続き

#### 〔受付期間〕

住宅の完成後1年以内 (①の場合はこの限りでない)

- · 交付申請書
- ・住宅入居者全員の住民票
- · 納稅証明書
- ・建築確認申請書の確認済証および検査済証 の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

り災証明書判定					
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
0	0	0	0		

#### (13) 一部損壊以上の家屋等の解体費補助

住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

#### 内容

り災状況が一部損壊以上の町内に存在する 共同住宅を除く家屋などの解体に要する費用 の一部を補助します。

※住宅以外の納屋・車庫などを解体する場合 も対象

#### 対象工事

平成30年(2018年)9月6日以降に着工し、 令和3年(2021年)3月末までに完成する工事

#### 対象経費

建物のみの解体、撤去、処分費 ※家財の撤去費などは対象外

#### 補助金額

補助対象工事費の2分の1以内

- ※上限は1工事費に対し、住宅は50万円・非 住宅は30万円
- ※他の補助制度を使って解体した方は対象外
- ※複数解体する場合は1工事費として補助額 を決定
- ※住宅と非住宅の両方を解体…上限額80万円
- ※店舗兼住宅など…上限額80万円

#### 手続き

#### 〔受付期間〕

令和元年(2019年) 7月1日(月) ~ 令<u>和3年</u> (2021年) 3月31日(水)

※ご自身で解体業者と契約して解体してください。解体工事完了後に必要書類などを用意してお申し込みください。

- ・り災証明書
- ・解体費の領収書、解体工事の内容がわかる もの(見積書、契約書など)
- ・解体前の家屋などの写真
- ・印鑑、振込先の口座番号